

令和 7 年度山形県登録販売者試験受験案内

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 8 月 2 7 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分から午後 3 時 5 5 分まで
(2) 場 所 山形国際交流プラザ〔山形ビッグウイング〕(山形市平久保 1 0 0 番地)
山形県立保健医療大学 (山形市上柳 2 6 0 番地)
※例年と会場が異なりますので、ご注意ください。
(受験者数により一部会場が変更となる場合があります。また、会場は希望できません。)

2 試験項目、出題数及び配分時間

1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0 (1 2 0 分)	☐ 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2 0 問) ☐ 主な医薬品とその作用 (4 0 問)
1 3 : 5 5 ~ 1 5 : 5 5 (1 2 0 分)	☐ 人体の働きと医薬品 (2 0 問) ☐ 薬事関係法規・制度 (2 0 問) ☐ 医薬品の適正使用・安全対策 (2 0 問)

3 試験方法及び出題範囲

マークシート方式とし、厚生労働省が定める「試験問題の作成に関する手引き
(令和 4 年 3 月作成、令和 7 年 4 月一部改訂)」から出題します。

4 試験願書提出先等

下記により直接又は郵送で提出してください。

- (1) 受付期間：**令和 7 年 6 月 3 日 (火) から令和 7 年 6 月 2 4 日 (火) まで**
(県庁閉庁日を除く。) の午前 9 時～午後 5 時までとします。
郵送の場合は**簡易書留**とし、**令和 7 年 6 月 2 4 日 (火) の消印まで有効**とします。封筒の表に「**登録販売者試験願書在中**」と**朱書き**してください。
- (2) 提 出 先：山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務担当 (県庁 3 階)
〒 9 9 0 - 8 5 7 0 山形市松波二丁目 8 番 1 号
TEL 0 2 3 - 6 3 0 - 2 3 3 2

5 提出書類 ※ 提出書類の記載不備、不足等の場合は、受理いたしません。

- (1) 令和 7 年度登録販売者試験願書
(2) 写真 (願書に貼付)

※ **試験願書提出前 6 ヶ月以内に撮影した正面・上半身・無帽の縦 4 . 5 c m × 横 3 . 5 c m のものを試験願書の所定の位置に貼り付けてください。**

※ **写真裏面に氏名、生年月日を記載してください。**

6 試験手数料 17,600円

(山形県収入証紙(以下「県証紙」とします。))で納入すること。)

※ 試験願書を受理した後は、試験手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 試験手数料の額に相当する県証紙を登録販売者試験願書に貼付し、消印しないで納付してください。(国の収入印紙ではありませんので注意してください。)

※ 県証紙金額に不足がある場合や、県証紙金額以外(現金書留、郵便為替、収入印紙等)が送付されてきた場合は受理いたしません。

※ 県証紙売りさばき所については、山形県ホームページで「県証紙」と入力して検索していただくか、以下のとおり進んでください。

(ホーム > 県政情報 > 財政・予算・公金管理 > 県証紙 > 県証紙の販売場所(県証紙売りさばき所)の御案内)

7 受験票

受け付けた願書の記載事項、県証紙貼付の確認を行った後、受験票を受験者に送付します(令和7年8月上旬発送予定)。令和7年8月18日(月)を過ぎても受験票が到着しない場合は、山形県健康福祉部健康福祉企画課業務担当あて連絡してください。

8 合格基準

原則として、総得点の7割以上であってかつ各項目の得点が4割以上とする。

9 合格発表

(1) 合格発表日時: 令和7年9月30日(火) 午前10時

(2) 発表方法及び場所

山形県ホームページ、山形県庁正面玄関東側掲示板及び県内各保健所(山形市保健所を除く)(最上・置賜・庄内は各総合支庁屋外掲示板)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格通知書を本人あて送付します。

なお、可否に関して電話での問合せには応じません。

※システムの都合上、山形県ホームページへの掲載は若干遅れる場合があります。
あらかじめ御了承ください。

10 試験結果の提供

受験者本人から口頭による情報提供の求めがあった場合、次により本人の試験結果を提供します。

(1) 提供する項目: 総合得点、科目別得点

(2) 情報提供の受付

受付期間: 令和7年9月30日(火)から令和7年10月29日(水)
(県庁閉庁日を除く。)

受付時間: 午前10時から午後4時まで

場 所: 山形県健康福祉部健康福祉企画課業務担当(県庁3階)

(3) 情報提供を求めるために必要な書類

受験票又は受験者本人であることを確認できる書類(運転免許証等)

(4) その他

情報提供を求めることができる者は、受験者本人に限ります。また、情報提供は

直接口頭によるものとし、郵送、電話等では行いません。

11 その他

- (1) **原則として遅刻は認めません。**やむを得ない事情（公共交通機関等の遅れ等）により遅刻した場合は、事務局の指示を受けてください。
- (2) **会場内に時計はありません。**また、携帯電話（スマートフォン含む）、PHSを時計として使用することはできません。
- (3) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいの有する方で受験を希望する者は、**試験願書の提出前**に、山形県健康福祉部健康福祉企画課に申し出てください。申し出のあった方については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。
- (4) マスクの着用など基本的な感染対策は、受験者本人の判断により実施してください。
- (5) 受験の申込み後、災害発生等の影響により、試験の実施が困難と判断し、試験を延期又は中止する場合があります。その場合は、**出願者への個別連絡は行わず、山形県ホームページの「登録販売者試験に関するページ」に掲載します。**